

令和元年度 第6回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和2年1月16日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2 時 0 0 分開会

【会 長】 それではただいまより令和元年度第 6 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

最初に、本日新たに委員になられた方がいらっしゃいますので、事務局より紹介をお願いいたします。

【区政情報課長】 今回、新宿区民生委員児童委員協議会選出の委員として、志村様が委員として委嘱されましたので、紹介させていただきます。志村泰子委員でございます。

【志村委員】 志村でございます。内容的にも知っている部分と全く分からない部分もございますけれども、一生懸命勉強させていただきます。これからよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】 続きまして、現在の委員の皆様をご紹介します。

山口邦明会長でございます。

【会 長】 山口です。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】 小林弘和副会長でございます。

【副会長】 小林です。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】 布施一郎委員でございます。

【布施委員】 布施です。

【区政情報課長】 木もとひろゆき委員でございます。

【木もと委員】 よろしくよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】 藤原たけき委員でございます。

【藤原委員】 よろしくよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】 三雲崇正委員でございます。

【三雲委員】 よろしく申し上げます。

【区政情報課長】 伊藤陽平委員でございます。

【伊藤委員】 よろしく申し上げます。

【区政情報課長】 津吹一晴委員でございます。

【津吹委員】 よろしく申し上げます。

【区政情報課長】 宮崎冴子委員でございます。

【宮崎委員】 よろしく申し上げます。

【区政情報課長】 田中正明委員でございます。

【田中委員】 田中です。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】 濱田一成委員でございます。

【濱田委員】 よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】 須貝俊司委員でございます。

【須貝委員】 よろしくお願ひします。

【区政情報課長】 なお、おぐら委員と伊藤英里委員につきましては、ご欠席ということで、ご連絡をいただいております。以上でございます。

会長、よろしくお願ひします。

【会 長】 それでは議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をお願いします。

【区政情報課長】 皆様、改めてよろしくお願いいたします。

事前にお送りをした資料でございますが、資料30から資料38の9件の資料、そして情報セキュリティアドバイザー意見一覧、こちらをお送りさせていただきました。各案件の説明のときにそれぞれ使用する資料を説明者のほうから確認をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。以上です。

【会 長】 それでは、早速議題に入ります。

資料30、「新宿区プレミアム付商品券事業業務（一部）の委託等について」であります。それでは、説明者は資料を確認した上でご説明をお願いします。

【産業振興課長】 産業振興課長です。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、私からは「新宿区プレミアム付商品券事業業務（一部）の委託等について」をご報告させていただきます。

事業進行の実施状況のタイミングもありまして、ご報告が事後になったことをご了承ください。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。資料30、こちらが通常の様式の資料となります。そのほかに資料30-1、A4横判カラーのもの、そのほかに参考30-1、こちらもA4カラー判の横のものとなります。

事業説明も併せてご説明をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず資料30の2ページ目、事業の概要に沿ってご説明を申し上げます。

併せて、資料の30-1もご覧いただきたいと思ひます。

新宿区プレミアム付商品券事業におきましては、平成30年度の第10回の本審議会において、本事業を委託することにつき、ご了承いただいているところです。参考30-1の左下の

ところに、商品券販売所というところがあるかと思います。平成30年度第10回の本審議会では、その時点は、第一分庁舎と特別出張所10カ所で、商品券の販売を行う予定であるのご説明をしていたところですが、その後、全国的に展開されている当該事業につきまして、国等の働きかけもあり、郵便局が販売についての委託を受けることに決まりました。区としても、区民の利便性等を考え、特別出張所10カ所よりも区内郵便局54か所での販売を行おうということで、販売場所の変更を行いましたので、ご報告させていただくものです。

資料30の3ページをご覧ください。前回から変更されたところを少しご説明させていただきます。

まず、委託先につきましては、事業者は株式会社リクルートライフスタイルという会社に決定をいたしました。

また、そのページの一番下の行、委託内容でございますが、今ご説明した本庁舎での商品券販売業務及び区内郵便局での商品券販売業務の管理監督が変更としております。

おめくりいただきまして、4ページ、委託の開始時期及び期限です。こちらのほうは当初、契約の最終日を本年3月31日までとしていたところですが、商品券の使用期間を3月31日と最終的に確定しましたので、その後換金業務等が発生することから、最終的な契約の期限を令和2年6月30日と変更しております。

以降、情報保護対策等につきましては、記載のと通りの運用としているところです。

次に10ページをご覧ください。10ページのほうが郵便局での販売の再委託に関する記載となっております。

資料30-1をご覧くださいませでしょうか。こちらのほうに業務委託・再委託の流れを図示しております。商品券を購入するためには、あらかじめ区から購入対象者の方宛てに氏名住所等を印字した購入引換券を、お送りしております。その購入引換券を郵便局のほうにご持参いただきます。郵便局では、その購入引換券とご来店いただいた方が提示した身分証明書を目視により確認をした上で、商品券を販売するという形になっております。したがって、郵便局側では、その目視以外の個人情報の扱いというものはございません。併せて個人情報を保管するというものもない委託の形となっております。

扱う個人情報は以上ですが、11ページ目以降につきましては、規定に基づき、再委託先に課すべき特記事項としているところです。

以上、大変雑駁ではございますが、ご報告させていただきます。

【会 長】 購入引換券には、個人情報、その人の氏名とか住所などは、記載されていない

ということでしょうか。

【産業振興課長】 その方の氏名と住所が記載されております。その購入引換券が、ご本人が持ってきたものか、身分証明書と確認をした上で、商品券の販売を行っております。

【会 長】 ということは、日本郵便はその購入引換券を受け取ってから、区民に返却するは、その場で返すということでしょうか。

【産業振興課長】 説明が少し足りなかったのですが、正確に言いますと、本人がお持ちいただいた購入引換券に対して、購入した商品券の冊数に応じたスタンプを押し、その場で区民にお返しする、そういった流れになっております。

【会 長】 分かりました。ほかにご質問かご意見、ございますでしょうか。

【須貝委員】 郵便局を今度採択するということですが、その際、引換券を持って商品券をお渡しするわけですが、日々のその商品券の受け払いと、受け取った代金の照合とかいうのは、当然されるのではないかと思います。その辺の管理というか、裏づけ資料というか、そういうのはどうなっているのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【産業振興課長】 商品券につきましては、現物でございますので、例えば100冊をお渡ししました。それに対して10冊売れましたということだと、90冊当然物が残る。こういったところをまず委託事業者が確認をした上で、区に月締めで報告書が上がってまいります。それで区のほうで当然何部売りました、何部残っています、こういった形での照合を行うという形になります。

【須貝委員】 その照合というのは、月ごとにやるということで、何かリスクが発生するような要素はないですか。

【産業振興課長】 販売でございますので、仮に数が合わないというような場合、私どもというよりも、郵便局そのものが、確認することになります。郵便局は、代金を支払った上で購入引換券をお出しして、4,000円を払っていただいた場合、5,000円分の商品券を受け渡すこととなります。その収入の部分と出ていった冊数は、当然毎日郵便局は照合することとなりますので、事故というものはなかなかないのかなと考えていますし、これまでもそういった報告は、上がっておりません。

【須貝委員】 分かりました。

【木もと委員】 ご説明の中で、国からの働きかけでというお話がありましたけれども、もし分かれば、どの程度の市町村で、同様な形で行っているのか、分かればお聞きしたいのと、

その上で例えば個人情報にかかわる事故等々がもしあれば、どのような事例になっているのか、お伺いしたいと思います。

【産業振興課長】 全国的にどうかというのは分からないのですが、23区中12の区で、郵便局でやっております。そのほかの実例としては、区役所での販売や、信用金庫で販売、金融機関で販売、そういった様々な例がございます。

個人情報の事故に関してですが、この事業は9月の半ばから、全国的に始まっているのですが、今のところ、報道されている限りでは、個人情報の事故というのは特段ないと認識しているところです。

【木もと委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会 長】 ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

【藤原委員】 藤原です。今回のこの事業に関しては、資料を見たところ、個人情報を委託先に蓄積するということはなさそうですが、事業の期間が平成31年から令和2年と一定期間長くなっておりますので、何らかの形で業務フローの変更等により、個人情報を集積する、集積を改めて行うという可能性はあるのでしょうか。

【産業振興課長】 商品券の販売自体は使用期限である3月31日まで行います。この部分については、全く変更はございません。3月31日までに、お店で使った場合、お店は4月以降に事務局を通して換金作業を行います。その部分での契約期間の変更をご報告させていただいたもので、販売に関して、特段そのようなおそれはないと考えます。

【藤原委員】 ありがとうございます。

【会 長】 ほかにご質問かご意見は、ございますでしょうか。

【三雲委員】 参考30-1の図を見ると、商品券販売所を、特別出張所10か所と第一分庁舎を想定しており、委託先であるリクルートライフスタイルさんのほうで販売を行うことになっていたと思うのですが、そのときの業務フローと、今回再委託先が日本郵便になったときの業務フローに、何か変更というのは起こっているのでしょうか。

【産業振興課長】 こちらの業務フローにつきましては、結論から言うと、ありません。目視での確認など、基本的には同じ扱いと考えています。

【三雲委員】 もともとこの事業について、了承した際には、当然、特記事項も見せていただいて、そこで当然、再委託の禁止ということがうたわれていたわけです。そうすると、もともとの資料30、参考の30-1のほうでは、コールセンターについては再委託があるということについては理解して、チェックしているわけなのですが、この販売の部分については、特に

再委託があるということは想定していないわけなのです。そういった形で後から変更、変更ということになってくると、もともと再委託の禁止というものを特記事項にかけていますからというお話があることにあまり意味がなくなってしまうのですが、この点についてどのようにお考えになるか、教えてください。

【産業振興課長】 この事業はさまざまなパートから成り立っています。印刷などの大きなものについての再委託について、前回おかけしているのですが、この販売場所について再委託の禁止については当初時点では想定していませんでした。要はどのぐらいの大きさかという部分の中での話で考えておまして、当初時点では、委託先が商品券販売業務をどういった形になるか、明確なものではなかったと考えています。

【三雲委員】 販売の部分の再委託が必要であるということが分かったのはいつごろなのでしょう。

【産業振興課長】 最終的に郵便局と契約ができたのは、9月上旬になります。8月頃から、国から郵便局と大体話がついたので、各区のほうで個別に交渉はしてくださいという連絡が来ました。可能かどうかも含めて、どの範囲でやれるかということを確認していましたので、最終的には、8月の半ばから終わりぐらいに、郵便局でいこうということを考えました。最終的な契約は9月でございます。

【会 長】 今の問題ですけれども、配付されている特記事項を見ますと、特記事項2種類ついています。10項と11項にそれぞれ再委託禁止が入っているのですけれども、この関係はどのように理解すればよいのですか。

【区政情報課長】 再委託の禁止が、原則なのですが、資料30の11ページの10項にもございますように、甲、区のほうで承諾があるときにはこの限りではないという条文となっております。再委託をする相当な理由ですとか、もちろん個人情報情報を扱わせますので、十分な対策をとっているというようなことを確認した上で、区の承諾があるとき、再委託を認めているという条項になってございます。

【会 長】 実際には再委託しているのでしょうか。事後報告ですよ。

【産業振興課長】 はい、そうなります。

【会 長】 事前の報告なら、このように変えたいという気持ちは分かります。

【区政情報課長】 本来、事業の変更の時期は、個人情報保護審議会に事前にお諮りすべきであったと、事務局としても考えてございます。一番直近でお諮りできたのが、11月の審議会が、かけられるタイミングとしては最も早かったのですが、それでも事後になってしまったと

いうことはございます。

前回、案件としては上げさせていただいたものですが、積み残しで、年明けになってしまいました。事務局の整理も少しよくなかったのかなと反省しております。今後、気をつけていきたいと思っております。

【会 長】 再委託の問題というのは、結構気をつけて審議したほうがいいと思っているのです。今回のように、再委託した後で報告では、審議の意味が分からなくなるので、もう少し慎重に取り扱っていただきたい。三雲委員の質問はそのようなところにあったのではないかと思いますので、ぜひその点をご理解いただきたいと思っております。

ほかに質問かご意見は、ございますでしょうか。

ないようでしたら、一応これは報告ですので、了承してよろしゅうございますか。

では本件は了承ということで終了いたします。

【産業振興課長】 ありがとうございます。

【会 長】 次に、資料31「新宿区プレミアム付商品券事業の実施に係る特別区民税・都民税非課税確認通知等の再発送業務の委託について」であります。

説明者は資料確認の上、ご説明をお願いいたします。

【税務課長】 税務課長でございます。よろしく申し上げます。

それでは資料の確認をお願いします。

資料31、ホチキスどめでございます。それに資料31-1、A4横のカラーの図面がございます。それから参考31-1及び参考31-2、この3枚が図面として付いております。以上です。

それでは、資料31をご覧ください。2ページ目をご覧ください。事業の概要でございます。これは先程、産業振興課長から説明しました事業の一環として行うものでございますが、新宿区プレミアム付商品券事業特別区民税・都民税非課税確認通知書等の再発送でございます。

担当課は税務課でございます。

対象者は、新宿区プレミアム付商品券の未申請者ということでございます。

この事業内容でございますが、中段にありますように特別区民税・都民税の非課税確認通知書等発送業務については、既に平成30年度の第10回の審議会でお諮りしまして、事業を実施したところでございます。令和元年の7月に、約7万2,000人に発送処理を行ったところでございます。その次の段にございます、この度令和元年9月13日に内閣府からプレミアム付商品券の申請率向上を図るため、10月中に未申請者に申請勧奨を実施するようという

通知がありました。これを受けまして、急遽、新宿区においても、新宿区プレミアム付商品券の未申請者に対して、業務委託により非課税確認通知の再発送を行ったというところでございます。

今回も審議会にお諮りするいとまがなかったというところもあり、事業実施をこの期間にしなければならないということで、事後の報告となったことをご報告いたします。

今回は対象者としては約6万人、これは既に最初に実施したうちの未申請者ということでございます。本事業に関する流れでございます。資料31-1をご覧ください。前回の発送の流れと基本的には変わっておりませんが、今回は未申請者に対する発送ということでございまして、左上の新宿区税務課のところでございますが、税務情報トータルシステムから非課税者の印字ファイルを作成し、プレミアム付商品券事業担当、これは税務課兼務職員が管理しているパソコンでございまして、そちらのほうで既にプレミアム付商品券を申請した方の情報、これを突き合わせまして、申請者の引き抜いたものとして未申請者宛ての印字ファイルを作成し、これを業務委託先にDVDで手渡しするというような流れで行っています。その先の流れは、前回お諮りした流れと同じ流れになっております。このような形で未申請者に対する勧奨を行ったというところでございます。

恐れ入ります、資料31にお戻りいただいて、3ページをご覧ください。前回の審議と変更になった点でございますけれども、委託先が、先程の事業者と同じ、株式会社リクルートライフスタイルというところで実施するということになりました。大きな変更はその1点でございます、あとは同じ内容で実施したというところでございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

【会 長】 ご質問かご意見ありましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】 これは結果的に参考31の委託先と、今回の委託先は同じ業者であるという理解でよろしいでしょうか。

【税務課長】 そうです。

【三雲委員】 それと、当初、7万2,000人に発送処理を行って、その後6万人と、ほとんどの方が申請していないということで、再発送を行われているということのようなのですが、これはどのような要因によるものと考えていらっしゃいますか。

【産業振興課長】 産業振興課長でございます。全国的に非課税者に関しての申請状況が芳しくない。理由につきましては、さまざまなことが想像はできるのですが、明確な理由を、申し上げるのは難しい状況です。

政府のほうも、もう少し勸奨したほうが良いということで、全国的にこういった通知を發出し、事業を執行するよとという、お話があったところです。

【三雲委員】 7月に当初の發送を行って、3か月後に次の再發送を行って、また3か月程度経っているわけなのですが、現状、この6万人の方のうち、どれぐらいの方が申請されているのか教えてください。

【産業振興課長】 産業振興課長です。6万人について、何%返ってきたかという数字を、今、俄かに申し上げることはできませんが、当初からの申請書を送った方のうち、申請が返ってきた方は21.8%になります。

【三雲委員】 そうすると、ちょっとこれは事業として申請率が低いという評価だと思うので、再發送がまた必要になってくるのだと思うのですが、その辺の見通しはいかがでしょうか。

【産業振興課長】 本事業におきましては、終期は3月31日となりますので、これから再度の勸奨というのは特段考えていません。また第2回目の勸奨について、今ご説明をしたところで、終了と考えています。

【会 長】 よろしいですか。セキュリティアドバイザーの意見を紹介していただけますか。

【区政情報課長】 セキュリティアドバイザー意見一覧の1行目をご覧ください。受託事業者に対して行わせる情報保護対策で、「印刷ログ、印刷元コンピュータ名や印刷日時、それから印刷ファイル名、印刷先プリンター名、印刷枚数の記録及び管理を徹底させ、区に提出させる。2枚以上印刷した場合には、その理由を報告させる」とあるが、ログの保管期間、各事業者の社内規定によりさまざまであるため、提出されるログが消去されないことがないよう、そのログを提出させる時期について、しっかり確認を行うというアドバイスがございました。

それを受け、担当課では、受託事業者の社内規定においては、ログは永久保存であることを確認したということです。また、本業務委託におけるラベルの印刷ログを提出させ、2枚以上印刷した履歴がないことを確認しているということで、回答をいただいております。以上でございます。

【会 長】 ほかにご質問かご意見は、ございますでしょうか。

ないようでしたら、今回も報告事項でございますので、了承ということでよろしゅうございますか。

本件も了承ということで、終了いたします。ご苦労さまでした。

【税務課長】 ありがとうございます。

【会 長】 次に資料32「新宿区立公園における防犯カメラの設置等について」でありま

す。それでは説明者は資料を確認の上、ご説明を願います。

【みどり公園課長】 みどり公園課長です。よろしく願いいたします。

まず、資料でございますが、資料32が1枚と、資料32-1、ホチキスどめの3枚図面となります。続いて参考32-1が2枚、参考32-2がそれぞれ2枚のホチキスどめとです。資料は以上でございます。

それでは、事業の概要を説明させていただきます。

事業名は、「新宿区立公園における防犯カメラの設置及び運用」です。目的は、「新宿遊歩道公園、諏訪公園、白銀公園におきまして、防犯カメラを設置し、公園の利用者のより一層の安全を確保すること」としております。対象者は公園利用者になります。

事業内容でございますが、平成26年度に新宿区立公園等における防犯カメラの設置に伴う本人外収集等が承認されたことを受けまして、これまで、7つの公園で区立公園に防犯カメラを設置しまして、公園利用者の安全確保や犯罪などの防止に活用してきたところでございます。

今年度、防犯カメラを新たに2園新設するほか、新宿遊歩道公園に増設することによりまして、より一層公園利用者の安全確保を図ることといたします。そのために、新宿区防犯カメラ設置及び運用に関する要綱に基づきまして、審議会に報告するものです。

これまでの設置とこれからの設置のものを一覧表にしてございます。平成26年度からこれまで7つの公園で、記載のとおり設置してまいりました。今年度は一番下の欄の3公園になるわけですが、資料32-1の図面と一緒に見ていただければでしょうか。

まず新宿遊歩道公園です。こちらは歌舞伎町一丁目にある公園ですが、平成26年に1台設置しております。今回、追加で1台設置するものです。歓楽街の犯罪防止のために地元商店街、また警察から要望がありまして、こちらの見通しの悪い曲がり角のあたりに、扇形の図形を描いておりますが、このような形で設置して、今までの1台を補完するという形で考えております。

続いて、図面の次のページ、高田馬場一丁目の諏訪公園でございます。こちらは公園が道路から一段高いところにありまして、非常に見通しが悪く、町会、また小学校のPTAから、児童の犯罪を防ぐために設置してほしいという要望が強くあったものでございます。こちらは公園の見通しが図れる場所2か所に、こちらの扇形が描いてあるところ、扇形の中心にカメラを設置しまして、このような形で見通すカメラの設置を考えております。

続いて白銀公園になります。こちらは、神楽坂の繁華街に近い公園で、利用者も多いのですが、施設を壊すなどの不適切な利用、あるいは禁止行為も多く、特に防犯のため、町会や近隣

の住民の方から要望があり、設置するものでございます。

設置工事は、今月、現在行っているところでございます。

以上、報告させていただきます。

【会 長】 この間、たくさん設置しているわけですが、実際にどのように使われているのか、分かればごく簡単でいいのですけれども、説明してください。

【みどり公園課長】 こちらは、警察から要望、捜査情報の照会等がありました際に、画像の提供を行っております。大体場所柄、新宿遊歩道公園がほとんどでございますが、例えば昨年度では4件、今年度も5件、近隣で起きた事件の捜査資料として警察からの要請に基づき、提供を行っております。

【会 長】 ほかのところはあまりないのですか。

【みどり公園課長】 ほかのところは今のところ、ほとんどない状況です。

【会 長】 分かりました。ご質問かご意見、ありましたらどうぞ。

【須貝委員】 個人情報保護の観点からではないので恐縮ですが、白銀公園の図面を見ますと、2つの防犯カメラのうちの下の方のカメラの角度なのではございますけれども、目的が犯罪の予防とかということが主眼にあるとのことですが、事故の防止などの観点もあるようでしたら、実は一番危険な場所というのは、右の方のコンクリートのお山なのですよ。子どもたちが登って、石をつたって、あるいは鎖で登るとか、そういうものなのです。結構小さな子ども、幼児が無理なのに挑戦するみたいなこともあるものですから、本当にこの角度でいいのかどうかという感じがちょっとしたものですから、質問させていただきました。

【みどり公園課長】 この角度が117度撮れます。今も石の山のあたりは網羅しているところなのですが、少し角度を変えることも可能ですので、運用の中で調整していきたいと考えてございます。

【須貝委員】 よろしくお願ひします。

【木もと委員】 これまでの防犯カメラ等の設置の際は、何かあったときに提供して確認をするというものなのではございますけれども、実際の運用も、そのようになっているのか、まず確認したいと思ひます。

また、地図を見る上では、近隣の民家等には入らないような感じでは思ひますが、通常ですとマスキングをして、映らない等々、プライバシーの保護をしているのですけれども、そのあたりはどうなっているのか、2点お伺ひをいたします。

【みどり公園課長】 まず1点目ですけれども、基本的には何かあったときに画像を提供して

おります。原則、警察から捜査のために画像の提供の要望があった場合にのみ、現在画像の提供を行っているという状況でございます。

また、2点目のご質問ですが、こちらはあくまでも公園の中、公園の利用者の安全のためのものですので、周りの民家等は映り込まないように、十分に配慮してございます。

【木もと委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会 長】 地元の要望は必ず防犯なのかどうか、ちょっと分からないような趣旨の要望書が出てきて、設置しているような気もするのです。先ほどからのご説明は、防犯というよりも、犯罪捜査ですね。事前の防犯効果があることは分かります。だけれども、実際に使われているのは、犯罪の捜査に使っていますよね。それで、今申し上げたのは、地元の要望はそれより少し広いものがあるのではないかと。例えば、須貝委員のおっしゃったのも、本当は、危険な行為をやっているのが分かれば、誰かに注意するとか、誰かが注意する監視体制をつくるとか、そのような参考にならないかという意味だったと思うのです。住民の要望としてはそういうものがあると思うのですが、そういうことに対しては何の配慮もないのでしょうか。あるいはそういうことに使われたことがあるのでしょうか。

【みどり公園課長】 原則は警察のほうに提供ということになっております。ただ、危険行為や、公園の施設を壊したなど、そのような行為があります際には、公園管理者のほうでそういった画像を確認させていただき、注意いたします。

【会 長】 分かりました。ほかに何かご質問はありますか。

【藤原委員】 関連してなのですが、公園にカメラということで、プライバシーと区民の安全のバランスが必要ということだと思っております。今回、新宿遊歩道公園、諏訪公園、それから、白銀公園に設置するのですが、まずそもそも参考32-2の実施要領の第3条に「防犯カメラの設置基準」があるかと思うのですが、これのどれにまず当たるとお考えなのでしょうか。

【みどり公園課長】 参考32-2の実施要領の第3条では、犯罪または犯罪行為の発生の事実があった場合、またおそれがある場合、また相当の理由があると認められる場合となっております。

事実、新宿遊歩道公園では、実際この曲がり角の暗がりや、薬物の取引などもされているのではないかとといった情報も来ておまして、そういった犯罪を防止するという意味がございます。

また、諏訪公園につきましても、非常に見通しの悪いところで、児童にいたずらをするような人が出るなどの情報もあります。白銀公園では、実際に不適切な利用が多いということで、

施設を壊すといったようなこと、犯罪的なことも起こっております。基本的にはこちらの3条の事実があった場合、またおそれがある場合に相当すると考えて設置するものでございます。

【藤原委員】 ありがとうございます。諏訪公園で言えば、児童に対する犯罪の危険ということ。それから白銀公園であると、物品を壊すというような行為。それから遊歩道公園では、薬物の取引のおそれということなのですが、例えば遊歩道公園の場合、もう既に1基、カメラありますけれども、そこに追加ということですし、ほかの2つに関しては、新たにつけるということなのですが、それぞれ具体的な、第3条で言うところの事実の行為、もしくはおそれということでは、件数的にはどのように把握されているのか、それぞれの公園ごとに教えていただければと思うのですが。

【みどり公園課長】 具体的に何件というカウントはしていないところなのですが、町会、学校、また警察等から要望が上がってきたものです。こちらはその団体等に確認しまして、正確な件数何件ということで設置するというわけではないのですが、そういったことも過去何件か行われており、強い設置の要望を受け、区のほうで判断したものでございます。

【会 長】 藤原委員。

【藤原委員】 そうすると、この遊歩道公園については、発生の実事、4件あたり5件あたりということ。それからほかの2件の諏訪公園、白銀公園については、おそれがあるということに理解してよろしいでしょうか。

【みどり公園課長】 正確に言いますと、遊歩道公園でもどうもそれらしい行為が見受けられるといったようなことがありまして、件数が何件ということは聞いておりません。また、諏訪公園も、そういった怖いことがあったといったような状況でございます。白銀公園は、事実壊されたということはありません。そういった整理になります。

【藤原委員】 いろいろ把握されていることだとは思いますが、具体的な件数とか事案の状況を踏まえて、より具体的な議論をしたほうが良いと思います。今後もし、そういう情報を収集して集約していただければなと思います。よろしく願いいたします。

【みどり公園課長】 分かりました。

【伊藤（陽）委員】 このカメラのデータの提供が、これまでも警察であったと思うのですが、このカメラのデータを保管するケースが、これまでどのようなものであったのかが気になっています。そもそも新宿区の中でも、記録媒体として保管しているものがあるのかということや、今記録媒体の廃棄に関しても、非常に問題になっている部分もあったと思うのです。

新宿区ではなくて、別の自治体でも問題になったのが、ここで粉砕、溶解というふうな方法が

書いてあるのですけれども、現状、どのような形で預かって、廃棄するケースがあったのか、廃棄する際はどのような方法が、仮に廃棄した場合ですが、とられたのか、教えてください。

【みどり公園課長】 こちらの防犯カメラは、SDカードに記録しまして、1週間で塗り変わっていきます。従いまして、過去のデータは自動的に消えていきます。警察に提供しているデータ以外は随時入れかわっているといった状況でございますので、区が保管している情報はなかと考えております。

【伊藤（陽）委員】 ありがとうございます。今のところ区のほうで保管しているものはないということだと思っておりますが、実際、警察に提供された後のデータの管理については、新宿区では特に取決めというものはあるのでしょうか。提供した後に実際、そのデータに関して区とやりとりをして管理を、例えば廃棄など、そういった確認というものは特にはないのですか。

【みどり公園課長】 警察に提供した後、必ず返してもらい、破壊しています。

【伊藤委員】 ありがとうございます。

【三雲委員】 今の伊藤委員の質問に対する答弁の確認です。平成26年から防犯カメラを設置していて、SDカードで記録ということですが、これまで用が終わってしまったSDカードも出てきていると思うのですが、そういった、防犯カメラから抜き取った後のSDカードについては粉碎、物理的な意味で粉碎をしているのか、あるいはデータを消去しているだけになっているのか、どちらでしょうか。

【みどり公園課長】 26年に設置しまして、まだ当時のものを使っています。まだ用済みといったものは出ていない状況でございます。

【三雲委員】 それであればまだ問題が起こっている可能性はないと思うのですが、先程、伊藤委員からも指摘があった要綱の第7条の第6項に、廃棄は粉碎、溶解、その他適切な方法を用いることにより記録媒体からの画像の再生ができない状態にするとされています。

ほかの自治体などで、記録媒体を委託先に適正に処理させることを約束しながら、その委託先のほうで不適切な方法で処理した結果、情報漏洩が起こっているということが、事実としてあるわけなので、区としてこういった記録媒体を当然廃棄するときには、粉碎もしくは溶解をみずから行うか、確実な方法で行うしかないと思うのです。この辺の方針はしっかりと、固まっていると理解してよろしいのでしょうか。

【みどり公園課長】 まだ、用済みのSDカード等出ていない状況ですが、こちらの要綱に則って、実施していきたいと考えてございます。

【区政情報課長】 補足です。

【会 長】 どうぞ。

【区政情報課長】 今、防犯カメラの映像の話が出ていましたが、基本的に区がそういった個人情報を含む映像あるいは情報を消去する場合については、物理的あるいは論理的に復元ができない方法でというのは、専門的な事業者に委託し、行っているところですが、今回、他自治体での事件を受けまして、委託先にどう行わせているのか、全庁調査しているところでございます。その結果を踏まえて、不十分な対応があれば、区としても、しっかりと対応していきたいと思っております。画像も含んだ個人情報の取扱いについて、今、調査をかけているところでございます。

【会 長】 よろしいですか。ほかに質問かご意見、ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件も報告事項ですので、了承ということで終了してもよろしゅうございますか。

では本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

【みどり公園課長】 ありがとうございます。

【会 長】 次に資料33「収納データ等作成業務などにおけるL G W A Nデータ伝送方式の導入に係る外部結合等について」であります。

それでは、説明者は資料を確認した上でご説明ください。

【子ども家庭課長】 子ども家庭課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料でございますが、資料33と、A4の横の資料33-1が1枚、資料33-2が1枚、資料33-3が1枚、資料33-4が1枚、それから資料33-5が1枚ございます。また、参考資料33-1、A4の縦の資料が1枚ございます。資料は以上でございます。

それでは説明に入らせていただきます。

まず資料33、資料の2ページをご覧ください。こちら事業名は収納データ等作成業務などにおけるL G W A Nデータ伝送方式の導入に係る外部結合等ということでございます。担当課は子ども家庭課、子ども家庭支援課、生活福祉課、住宅課の4課でございますが、説明は私から、まとめてさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、事業の概要欄、事業の目的でございます。目的は収納データ等作成業務などにおいて、みずほ銀行の基幹システムの更改に伴い開始されるL G W A Nデータ伝送に対応し、安全性の向上を図るということでございます。

対象者でございますが、まず、子ども家庭課分といたしまして、東京都母子及び父子福祉資金の納付義務者、新宿区女性福祉資金の納付義務者、新宿区母子福祉応急小口資金の納付義務

者でございます。そして子ども家庭支援課分といたしまして、新宿区学童クラブ利用料の口座振替を希望する利用者、次に生活福祉課分といたしまして、生活保護費返還金の口座振替を希望する被保護者及び被保護者であった者でございます。また、住宅課分といたしまして、新宿区立住宅使用料の口座振替を希望する入居者でございます。

事業の概要でございます。ここで資料33-1をご覧ください。

左側から、現在、みずほ銀行とのデータ授受につきましては、媒体方式MOまたはDVDで行っているところでございますけれども、LGWANデータの伝送方式に変えまして、安全性を確保していきたいというものでございます。なお、本方式では、LGWAN-ASPサービスに登録された公金収納ネットワークサービスを利用いたします。

ここで資料33-2をご覧ください。こちらは収納データの流れでございますが、収納データ口座振替依頼、口座振替結果のデータの流れは、こちら図のとおりとなっているところでございます。

恐れ入ります、資料33の2ページにお戻りください。(1)の安全性の向上でございますが、現在の媒体、MO、DVDの場合ですと、みずほ銀行がトラック等で運んでいますが、LGWAN回線を用いることによりまして、媒体を外に持ち出すことが必要なくなり、紛失、盗難、強盗の事故等による情報漏洩のリスクがなくなるということと、また(2)の委託料の軽減では、媒体方式をLGWAN伝送方式に変えることにより、記載のとおり料金が安くなるということでございます。

続きまして3ページをご覧ください。対象業務につきましては、収納データ作成業務がご覧のとおり、3業務ございます。それから(2)口座振替処理業務が6業務でございます。

ここで資料33-3をご覧ください。委託業務の業務内容でございます。左側から業務名(1)のそれぞれの収納データ作成業務の業務内容につきましては、変更のありました④のところを説明いたします。現在、MOなどを使っておりますが、変更後は新宿区からLGWANデータ伝送により、収納データをダウンロードするというものでございます。

また、(2)の口座振替処理業務でございますが、変更後はまずLGWANデータの伝送で、まずは口座振替を依頼するためのデータをアップロードいたします。その後の口座振替の結果につきましても、このLGWANデータ伝送によりまして、口座振替結果データをダウンロードするという業務内容となります。

もう一度、資料33の4ページにお戻りください。収納データ等作成業務などにおけるLGWANデータ伝送方式の導入に係る外部結合についてでございます。

結合の相手方は、みずほ情報総研株式会社でございます。結合する理由は、収納データ作成業務等のデータ授受を媒体方式からL G W A Nデータ伝送方式に変更することにより、安全性の向上が見込まれることでございます。L G W A N－A S Pに登録されたサービスを利用いたします。当サービスにつきましては、地方公共団体情報システム機構による審査及び登録を受けておりまして、非常に高いセキュリティレベルと品質が確保されております。また、新規の機器導入及び管理の必要なく、区が独自にシステム構築を行うよりも運用面、構築期間においてすぐれていることがございます。このサービスを提供できる事業者のうち、新宿区の指定金融機関でございますみずほ銀行が指定した上記相手方と結合するものでございます。

結合の形態はL G W A N形式で、開始時期は令和2年4月1日からでございます。こちら、4ページのほうの情報保護対策でございますが、個人情報保護条例の遵守は当然のこととし、記載のとおり、運用上の対策、システム上の対策を講じてまいります。

続きまして5ページ目、収納データ等作成業務などに係る委託についてでございます。

登録業務の名称につきましては、先程と同じですので、省略をさせていただきます。委託先は、株式会社みずほ銀行とみずほ情報総研株式会社との間で、三者契約を締結するというものでございます。資料33-5をご覧ください。こちらの三者で契約をするというような内容になっているものでございます。新宿区、みずほ銀行、みずほ情報総研、ピンク色の枠の三者契約になってございます。

恐縮ですが資料33の5ページにお戻りください。委託の理由でございます。両者から提供されるL G W A N－A S Pに登録されたサービスは、先程申し上げましたが、地方公共団体情報システム機構による、審査、登録を受けており、非常に高いセキュリティレベルと品質が確保されています。その上、新規機器導入、管理の必要がなく、区が独自にシステム構築を行うよりも、運用面、構築期間においてすぐれているということでございます。このため、各種データ等策定業務及び口座振替業務については、みずほ銀行に委託し、データ授受事業については、みずほ銀行の指定したみずほ情報総研に委託するというものでございます。

なお、こちらにつきましては、再委託ではなく、三者契約を取り交わすというものでございます。

委託の内容につきましては、記載のとおりでございます。

続いて6ページをご覧ください。開始時期、期間は、記載のとおりでございます。

委託に当たりまして、区が行う情報保護対策につきましては、システム上の対策といたしまして、ウイルスチェック、アクセス権限の確認、パスワードの定期的変更など、記載のとおり

でございます。また、運用上の対策も記載のとおりでございます。

次に、受託事業者に行わせる情報保護対策につきましても、まず、みずほ銀行及びみずほ情報総研の情報保護対策としましては、施錠できる保管庫への保管、契約終了後の資料の返還及び適切な消去、取扱責任者の指定、従事者に対する教育を徹底させるということと、地方公共団体情報システム機構が定める「総合行政ネットワーク ASPガイドライン」「総合行政ネットワーク ASP基本要綱」を遵守させるというものでございます。

みずほ情報総研株式会社に対する情報保護対策でございますけれども、こちら収納データの電子ファイルのダウンロード、アップロード、アップデートにつきましては、L GWAN回線による専用回線を使いまして、ファイアウォールに通信制御を行うというものでございます。

不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策、アクセスログ監視により、セキュリティ管理を実施させるというものです。システム操作設定により、サーバ環境の変更設定情報の閲覧・変更を制御させます。こちらにつきましては、有人による常時監視に加え、不正利用等システム動作記録の解析を行わせるというものでございます。

ご説明は以上でございます。

【会 長】 事務局のほうから、セキュリティアドバイザーについて報告してください。

【区政情報課長】 セキュリティアドバイザーの意見一覧の2行目になりますが、収納データのL GWANデータ伝送方式の導入につきましては、既に平成29年度から合計7つの課で随時導入をしている仕組みでございます。そういった仕組みでもございまして、必要となる十分な対策については、とられているというご意見です。意見を受けた担当課の対応としては、引き続き専用回線の使用やウイルス対策、ログの記録、管理等の対策を徹底していくということで回答をいただいております。以上です。

【会 長】 ご質問かご意見ありましたらどうぞ。

【三雲委員】 まず、データセンターである富士通エフ・アイ・ピー株式会社、これは以前、整理していただいたところに従えば、これは再委託ではないという理解でよろしいわけですね。

【会 長】 ご説明ください。

【子ども家庭課長】 子ども家庭課長でございます。こちらのほう、資料33-5に記載してございますように、みずほ情報総研は、L GWAN接続に必要なデータセンターを所有していないため、富士通エフ・アイ・ピー株式会社と使用契約を結び、富士通エフ・アイ・ピー横浜データセンターを自社のものとして、みずほ総研株式会社自社のものとして使用するという形になってございます。

【三雲委員】 よそのサーバを使うとか、データセンターを使うとか、ある意味ITインフラを使うだけの話なので、再委託ではないと私も理解しますが、そうすると、これ、資料の33の4ページ、情報保護対策の第4項で別紙特記事項を富士通エフ・アイ・ピー株式会社に遵守させるというところまで明記されており、ここまで必要なかどうかは別にして、これをやらせるということは、当然そういった何らかの確認書面をエフ・アイ・ピーからみずほ総研にとらせて、それをきちんと区のほうでも確認する予定であると理解してよろしいのでしょうか。

【子ども家庭課長】 そのような形で結構でございます。

【会 長】 ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

【藤原委員】 特記事項のことでお聞きしたいのですが、今回の契約関係は、今後もずっと続くことが前提になっております。その中で、特記事項第11項の資料等の返還等という項目なのですが、これを見ますと、この契約終了後はというような形になっています。昨年の体育館からの個人情報の流出のことを念頭に考えますと、業務フローの変更等々で、使わなくなる情報がもし仮に生じたことを念のため考えると、終了後は返還し、引渡し業務を行い云々とありますが、これに加えて、使わなくなった場合はというようなことを含めるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【会 長】 事務局のほう、ご説明ください。

【区政情報課長】 今、ちょうど特記事項の見直しのタイミングになってございます。現在、来年度の準備契約のタイミングで、契約管財課と調整をしていますが、業務期間終了後では、もちろんですが、委員ご指摘のように、途中で不要になった場合も、資料と個人情報の返還を区への返還を行わせるという修正を加えた特記事項を、来年度の4月以降の準備契約では使っていただくということで、作業中でございます。それが整い次第、そのような特記事項を、全部の契約についてつけていただくということで、調整をしているところでございます。

【藤原委員】 ちょっと懸念していたのですが、見直しが進んでいるということで、そのままよいものにしていただければと思います。以上です。

【会 長】 ほかにご質問かご意見、ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは外部結合についての諮問事項で、それから業務委託については報告事項なのですけれども、諮問事項については承認、報告事項については了承ということで、よろしゅうございますか。

では、本件は諮問事項については承認、報告事項については了承ということで、終了いたします。ご苦労さまでした。

次に、資料34「区立小・中学校PTAへの児童・生徒名簿の外部提供について」であります。説明者は資料を確認の上、ご説明ください。

【教育支援課長】 教育支援課長です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、「区立小・中学校PTAへの児童・生徒名簿の外部提供について」ご説明させていただきます。

資料はホチキスどめの資料34、資料34-1の2点でございます。

それでは説明をさせていただきます。資料34の2ページをお開きください。事業名はPTAへの活動支援。目的はPTAの円滑な活動を支援し、青少年の健全育成に資するためでございます。対象者は新宿区立小・中学校に在籍する児童・生徒約1万2,000名でございます。

事業内容です。まず、1のPTAについてですが、PTAは、子どもたちの健全育成を目的とする社会教育関係団体であり、各学校の保護者と教員で構成されています。保護者の加入、非加入の別なく、学校に在籍する全ての児童・生徒を対象に、健全育成に資する活動を実施しています。

2の課題ですが、そこに掲げた主に2つの理由により、PTAに非加入の児童生徒の氏名及びクラス名について、把握する必要がございます。

1点目は、緊急時の対応のためでございます。PTAが主催する行事開催時に、災害やけが、連れ去りなどの事故が生じた際に、学校や保護者と緊急連絡をとるため、児童・生徒を特定する必要がございます。

2点目は、行事の円滑な運営のためであり、PTAが主催する全校児童・生徒を対象とした行事の開催に当たり、PTA非加入の児童生徒の氏名及びクラス名についても、あらかじめ把握をしておくことで、学年やクラスのバランスを考慮したグループ分けや、表彰状や記念品の準備を事前に進めることができ、行事を円滑に運営することが可能となるためです。

名簿の管理体制につきましては、資料34-1でご説明をさせていただきます。

まず、各小・中学校で児童・生徒名簿を作成し、紙媒体のものを学校内でPTAへ提供します。なお、名簿は年度末に学校が必ず回収し、裁断処理を行います。PTAは名簿の管理責任者を定め、管理責任者が学校内の施錠可能な収納場所で名簿を保管するとともに、名簿の閲覧使用者を指定します。また、名簿の使用簿を作成し、月1回以上、使用簿をもとに名簿が適正に保管されていることを確認し、管理を徹底します。イベントなどで名簿を収納場所から持ち出して利用する場合がある場合は、管理責任者が複写して提供し、返却の確認を行います。

また、教育支援課は、PTA研修会などで個人情報の取扱いに関する説明や、適切な利用に

関する情報提供、個人情報管理用具の提供や相談支援などを通して、児童・生徒名簿が適切に活用、管理されるよう、運営支援を継続して行ってまいります。

以上の体制を徹底することで、児童・生徒の安全性を確保した健全育成事業の円滑な実施につなげていくものでございます。説明は以上でございます。

【会長】 ご質問かご意見、ありましたらどうぞ。

【津吹委員】 私も小・中学校の現場の一部に入っておりますので、ルールが守られ、厳格に運用されていることは確認をしております。逆にその厳格過ぎるのがどうかなという思いがあって、教育委員会のほうから、この審議会に諮っていただき、もうちょっと運用ルールを緩和してもいいのではないかと、逆のご提案でございます。

1点目の課題に、緊急時の対応があります。私の地元で先日、傷害事件という大きな事件がありました。小学生の登校時間に当たりました。そのときに、小学校の学校には名簿があるので、学校から全家庭への連絡はとれるのですが、どうしても連絡網というものが関係で、1人の教員が30名全員に電話するのにやはり時間がかかってしまう。その間に事件は刻々と起きていて、危険な状態が続いてしまうというのが現実あったものですから、その辺のルールをもうちょっと緩和するなど、何かご提案をしていただき、連絡網の使い方をもう少し柔軟にし、現場のためには、ここの課題でいう緊急時対応であれば、そういうものも必要なのではないかと考えます。逆に委員の皆様にご投げかけでもあるのですが、ルール、運用をもう少し柔軟なものにしてもいいのではないかなと。

特にこのところ、気候変動によって、天候不順による緊急対応が必要になった場合、これも校長が学校に行って、その名簿を出して、その名簿に基づいて各先生方が対応してということでは、緊急時にかなり時間がかかってしまって、運用がなかなか回らないというのが、私も現場で見えています。そのためには、何らかの方法で連絡網が使える、こういう特殊例のときには、PTAとしても使えるものが望ましい。またPTAのこの管理の運用では、当然ながら学校の保管庫に入れている場合は、PTAの誰か代表の方が行って、それをどう運用するかということまでいかないといけないわけで、そこでまた時間がかかってしまうという、現実的に緊急事態に対応し切れていないのではないかなという疑問があります。ここでいう緊急事態の対応に使うのであれば、何か事前にもっと運用ルールを緩和するような提案をしていただいて、もうちょっと現場で運用しやすい体制をつくっていただいたほうがよろしいのかなという、逆提案でございます。

つい先日の会議でも、そういうご提案が、保護者の皆さんからありましたものですから、ご

提案というのか、ご質問させていただきます。

【会 長】 運用について、ご説明できれば。

【教育支援課長】 ただいまいただいたご意見なのですが、やはり使い勝手がよくないと提供の意味がないというところは、こちらも認識しているところでございます。ただ、学校の緊急連絡の際には、学校側が保護者の連絡先を当然把握していますので、そこは学校の責任で速やかに連絡はとれるものと、認識しているところでございます。

今回のPTAへの提供につきましては、あくまでもPTA活動を円滑に行っていただくため、あとは児童・生徒に危険があるとき、PTA活動をやっているときに何かあったとき、学校にもすぐ連絡をとれないような、そんな状態を想定しているところでございます。

今回、初めての取組ということになりますので、やはり最初はルールのところは全校への研修なども踏まえ、しっかりと周知をさせていただきたいと考えております。各校でお困りのことですか使い勝手が悪いというところは、運用につきまして、検討していきながら、そのときの必要に応じて、またこちらの審議会にお諮りさせていただくこともあるかと思いますが、まずはこういった形で安全に管理をしていきたいと考えているところでございます。

【津吹委員】 ご回答ありがとうございます。おっしゃるとおりで、管理が非常に徹底されていて、この審議会としては非常にありがたい。また、そうあってほしいというところではあるが、現実との乖離がどうしても生まれているというのも現実あります。そこは子どもの安全安心というものを本来第一に考えるべきところかなと考えます。当然、個人情報開示を否定されるご家庭もあると思いますので、そういうところは避けて、それ以外のところは過去にあったような連絡網的な運用ルールができてもいいのかなというところを逆提案として、委員の皆様方にもご検討いただきたい。緊急事態は、いつ発生するか分からないことです。つい先日の事件も、ちょうど7時5分という、学校に登校して、小学生は一部、また中学生は半数ぐらいがもう登校し始めていました。1、2限目を休講にしたのですが、間に合いませんでした。結果的に連絡がとれなかったという状況がありました。積極的にここでご審議をいただきながら、運用ルールを緩和していくのも1つの方法だと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会 長】 これ、名簿を提供するというのは分かるのですが、今ちょっと津吹委員からも出ましたが、名簿を何に使うのですか。とにかく提供するまではいいとして、何かあるのだろうまでは、いいですが、渡してしまったら、この提案ですと、何に使われても制限がないように思うのです。何か確かに、ここに緊急時の対応というから、緊急時に使われるだろうというのは、みんな想定しています。それからPTA主催の行事で使われるということも分かるのです

が、これがPTA主催の行事ですよと言われると、何にでも使えるのか。緊急時というのは誰でも判断が違うわけで、緊急だと言われたら、この提案ですと何でも使われてしまって、あるいは、もうこちらが、みんなが何となく想定している以外のものに使われる可能性もあるのではないかと。だからそういう意味で、私のほうはどちらかというのと狭めるようにという意見なのですけれども、津吹委員が発言されたように、積極的にこの目的では使ったらいいのではないですか、使ってほしいという目的もあると思うのですよね。そういう使用目的を、もうちょっとはっきり限定しないと、名簿を渡し、PTAさんのほうで必要ないつでも使ってくださいというのは、ちょっと個人情報の管理としてはゆる過ぎるのではないかと、私は思います。その点どうでしょうか。

【教育支援課長】 名簿を使うときに当たりましては、こちら資料34-1の真ん中のところですが、学校単位PTAのところに閲覧使用簿という記載がございます。閲覧使用簿を作成し、使うときに必ずここにどのような目的で、誰がいつ使ったのかを記載するような形を徹底したいと思っています。具体的な利用目的といたしましては、PTAがイベントを行うときに、児童・生徒が来たときに、あらかじめ名前を聞いている場合もございまして、または名簿があることで、来たお子さんに何年何組どなたですねという参加の確認をします。それによって、またイベントが終わって帰るときにも、イベントから帰ったという確認をその名簿で行うことができます。そういったところで来た児童・生徒を特定して、安全に帰宅をしたという確認に使う予定でございます。

【会 長】 正当な利用目的で、しっかり使ってほしいと思われる場合はそれでいいわけです。実際にはそのとおりいかないものがあるから、こういう審議会があります。ここは問題がないようなことをやっているのではないので、問題が起こらないように、起こるのではないかと前提で審議しています。閲覧使用者の指定とありますが、私の言っているのは、名簿を使っていいかどうかは最初の問題なのです。使っていいとなったら、それは確かにこういう、登録してチェックして、それでコピーを渡して、返ってきたら廃棄する、その流れは分かります。想定しないようなことに使われる可能性があるのではないかとというのが、ここの審議会のテーマなのです。このようにおっしゃっているけれど、ここの中に個人情報、目的外に使われたりするのではないかと、そのような危険がないかどうかを我々は検討しているのです。この今の提案ですと、そういう目的、今ご説明いただいている目的以外のことに使われる可能性があるのではないですかと。そういうチェックがちょっと足りないのではないですかと思うのです。

さっき申し上げたように、普通ですと、こういうことに使ってくださいと目的を書くわけで

すよ。PTAの主催行事って、年間幾つかあると思います。大きなものでは、全校生徒か1学年などの場合や、5人10人の場合ではなくて、1クラスとか、1学年とか、そういう単位の行事だと思うのです。だからそういう行事を例示として挙げるとか、今言ったようにクラス単位のものまでは認めるけれど、それ以下の5人の集会に使っていいということなのかどうか。いいか、悪いか今言おうとしているのではなくて、そのような理由を設けないと、ただ名簿を渡して、全校生徒の名簿を渡して、それで何に使うかはPTAでお考えくださいみたいなことでは管理と言えないのではないかと思うのです。だから、もうちょっと何か考えていただきたいと私は思いますけれども。

何かご意見ありますか。

【教育支援課長】 今いただきましたご意見を参考にさせていただきますして、どういった場合にこの名簿を使用できるのか、最初のルールづくりのところで、ある程度明確にしていきたいと思います。また、実際使いましたときにも、管理責任者が確認するという扱いになっておりますが、学校の教員もPTAのメンバーになっておりますので、学校の側として、どのようなことに使っているのか確認するとともに、教育支援課のほうでも使用状況について確認をまいります。全校での使用状況を確認しながら、適正な管理について今後話し合っていきたいと思っております。

【会 長】 管理責任者というのは、PTAの保護者を想定しているのでしょうか。

【教育支援課長】 保護者の場合もありますし、場合によっては教員、PTA担当の教員がおりますので、学校の教員がこの名簿管理責任者になる可能性もございます。

【会 長】 だから、それを決めてほしいわけです。管理責任者は学校の教師だとか、そうでなかったら、PTAの保護者になるのであれば、学校の教師が月に1回かどうか知りませんが、年に何回か、確認するなど、PTAに任せ切りではなくて、やはり学校が責任を持ってほしいわけです。そういう意味で、管理者が保護者の場合は、学校の教師が年に2回なら2回、使用名簿を一応閲覧して、何か検討してほしいのです。それでも、今申し上げたように、何か検討するって、何を検討したらいいか、その人にも分からないでは意味がないから、こういう場合に使ってくださいねというようなことを、やはりルールとして、つくった上で管理しないと、管理にならないのではないですか。管理の人が適当に自分がいいと思う方針でやっていたのでは管理とはいえないということを行っているのです。

お考えいただくなら、管理者あるいは使用報告書、使用の名簿などを、学校のほうで時々

ェックするというような体制にしていだかないと、個人情報管理したことにならないと思いますので、その点をご検討いただきたい。あとは今日この段階で採決するのか、あるいはそういう提案をしていただき、もう一度審議するのか、そちらの日程のご都合もおありでしょうか、どういうふうにしたらいでしょうか。

【区政情報課長】 今ご提案をいただいた範囲をまず提示をすること、実際の運用のときに、管理責任者が教師、もしくは教師でない場合でも学校が管理をする体制をとるという、2つを必ず行うという前提で採決が可能であれば、お願いしたいというところがございます。

【会 長】 次回のこの審議会にご報告いただけるなら、考えますが。

【区政情報課長】 ご報告はさせていただきます。

【会 長】 そういうことで皆さんに、ご質問、ご意見、追加も可能ですし、今この審議をどうするかについてご意見ありましたらどうぞ。

【三雲委員】 基本的にこれは、外部提供ということだと思っております。外部提供を行うとき、どの事業者が外部提供するときも、相手方が定まっていて、なおかつどういう責任を持っている事業体なのかがはっきりしていることが前提となります。また、提供される情報の使用目的がはっきりしていること、提供された情報がどのように管理をされるのかということについて、業務フローがはっきりしていることなどが前提となって、この審議会の諮問を受けていると思っております。今回のご説明と資料を見ると、そもそも小・中学校、区内、区立小・中学校29校と、あります。これの一体どこが対象となるのかがまず分からない。これ全てだとするならば、毎年毎年PTAの構成というのは変わってくる、役員も構成も変わってくるわけですがけれども、誰とこれを約束している話なのかがまず分からない。

それから、それぞれのPTAは個人情報取扱事業者になった年から、規約をつくって、取扱いの内部ルールを持っているのですが、それぞれ全て違う別個のルールを持っているのです。それらについて、区として、あるいは教育委員会として、把握はしていないはずだと私は理解しています。私自身も小学校のPTA会長のときに、自分のところのルールをつくりましたので、それについては特に区のほうから指示を受けたことはありませんし、こちらの考えでつくりましたし、その後も報告は行っておりません。つまり、個人情報の取扱いのフローは、学校ごとに異なっていて、それについて区のほうは全く関与していないということ、それから、当然、外部事業者に対して個人情報を提供したときには、特記事項をつけて、その取扱いについて約束をさせる。当然区が提供した個人情報について、漏洩があったときには、これは条例上の犯罪になることも含めて、合意をしていただくことになっているはずなのですが、今回それ

についても何も出ていないわけです。そういったことについて、実際PTAの方たちが、対応が可能なのかということについても、ご検討されているかどうかよく分からないのですが、この辺はどのようになっているのでしょうか。

【会 長】 どうぞご説明ください。

【教育支援課長】 今回の取扱いについては、小・中学校のPTAのほうに、こういった働きかけをさせていただくというのは、今お話をしているところです。今回、全小・中学校を対象に考えている取組になります。個人情報の取扱いが変わった時点で、それぞれのPTAには情報提供をさせていただいて、規約の改正については弁護士さんのご意見を聞く場合などは、弁護士の派遣についても教育委員会のほうで支援をさせていただいています。ただ、委員ご指摘のとおり、変わった規約までは確認は、教育委員会のほうではしていないところでございます。

今回の取扱いについては、当然、各PTAさんの規約に盛り込んでいただく必要がありますので、この内容についても教育委員会のほうからひな形をお出しさせていただいて、その内容について盛り込んでいただくようお願いをする予定で考えてございます。

【三雲委員】 あくまでPTAというのは、ボランティア団体であって、自分たちの子どもたちのための活動を行う自主的な団体なのですが、当然、特記事項をつけることになるわけですよ。

【会 長】 事務局のほう、どうぞ。

【区政情報課長】 純粋な契約ということではないので、覚書のような書面の取り交わしというようなことにはなろうかとは思いますが、団体がPTAさんということもあって、特記事項のような書き方になるのか未定ですが、提供するときの、双方の取扱いの決め事のルールの手紙については、教育支援課を通じて取り交わしをするようなイメージで、こちらに書かせていただいているところです。本日は、現物自体の用意はございません。

【三雲委員】 特記事項は書かないということになってくると、外部提供を行った後の情報漏洩が起こった場合、条例上はどのように整理をされるわけですか。

【区政情報課長】 提供した先の規約にのっとった取扱いで、もし万が一事故なり漏洩が起こった場合については、残念ですけれども、PTA側の責任ということにはなろうかなとは思っております。

【三雲委員】 条例違反が起こったという理解なのか、単純な、個人情報取扱事業者による違反なのか、個人情報保護違反が起こったという理解なのか、これはいずれになるのでしょうか。

【区政情報課長】 事故の原因ですとか、ケースによっても異なろうかと思いますが、場合に

よって区側の渡し方なり、何かチェックの仕方によって、区も責任を負うようなケースもあれば、純粹にそのPTA側に責任という場合もあるかと思えます。ないとは思いますが、PTAに所属している方の故意の行為による事故であれば、区が責任を負うというようなことないと思っております。

【三雲委員】 多分、それは外部委託者の故意による個人情報漏洩という話になって、刑事罰の対象になってくると思うのですが、そういうところまで含んで、PTAに対して説明をしていくのか。むしろ、そういった処罰まで含めてルールが提供されるのであれば、これまでもこういったクラスと名前程度であれば、そういった提供を受けずにそれぞれのPTAのほうで名簿をつくって、自分たちで管理してきている実績もあるわけなので、わざわざこの網をかぶせる必要があるのかということも思えます。

それから今回、目的として災害時とか、けがとかいう話がありましたけれども、クラスの名前だけ知らされても、連絡のとりようがないわけです。PTAとしてはこういったものをもらったときに、有効に活用しようと思えば、当然電子データ化した上で、そこに独自に入手した情報を上乘せした連絡にしていくわけなのです。そういった場合の情報の取扱いについても、想定されているようには見えないのです。これはもう全然ルールは決まっていなくて、これから考えます、やりながらでは、誰が相手なのかも分かりませんし、毎年毎年責任者がかわります。これで外部提供を条例上できるのかという話になると、かなり疑問があるのですが、この辺、どう考えていらっしゃいますか。

【会 長】 今話を聞いているだけでも、私はPTAの、内情、実態を知らないものだから、疑問ぐらいしか出ないのですが、もう少し検討が必要ではないですか。

この案件が難しいのではなくて、もうちょっと何か考えていただいて、個人情報危険にさらされないようにしていただいて、ぜひ使っていただきたい。津吹委員の意見もごさいますし、PTAとしてそれがあつたほうがいいことがあるのだろうということは想定できますから、利用の方向に向かって何かルールを考えていただきたい。いつまでたっても終わらない可能性があるんで、そちらがこういうやり方でやりたいと言ってくだされれば、こちら、その範囲はもう議論する必要がないですから。ここで今やりますと、あらゆることについて議論しないといけない。

【区政情報課長】 そうしましたら、課題を整理をさせていただき、再度教育支援課長のほうからご説明をさせていただきたいと思えます。

【会 長】 継続審議でいいですか。

【区政情報課長】 はい。

【会 長】 そうさせてください。ぜひもうちょっと準備して下さって、使えるようにしていただけたらと思います。済みませんが、よろしくお願いします。

【教育支援課長】 ありがとうございます。

【会 長】 それでよろしゅうございますか。

意見のある方は今日、こういう点を考えてくださいということをおっしゃっていただいた方がいいと思います。

【藤原委員】 今も、議論が出たのですが、事業を行うに当たって、当然、必要性和それをやることによって問題が生じないようにする許容性、両方あると思うのですが。この必要性に関して、緊急時の対応とか円滑な運営の必要性はあるのですが、具体的に、どれくらい例えばPTA非加入者の方が、どの情報が不足していることによってできなかったのか、具体的な件数なども次回、お知らせいただければ、必要性の判断をするに当たっても有意義かと思えます。それをお願いしたいのです。

あと、PTA非加入者の方がかなりいるという前提だと思うのですが、具体的には今、割合的にいうとどれくらい非加入の方がいらっしゃるのでしょうか。

【教育支援課長】 多い学校ですと、今年度新入児童・生徒の2割近くPTAに入っていないような学校も生じているところでございます。

【藤原委員】 そうしますと、必要性はかなりあると思うので、有意義な議論ができるように、よろしくお願いいたします。

【木もと委員】 私自身PTAのほうに会長としてかかわっているところで、本当に非加入者が、誰が非加入者なのかという情報を学校として、PTAとして仕入れる方法がないような状態があって、ぜひこのようなところで情報提供ができるようになるのは、望ましいとは思っているのですが、ただ、あまり大きな形で、例えばPTAの誰でもこの情報を、この名簿を受けられるような状況とか、そういうような形になると、PTAとしても困る状況があると思うのです。できればしっかり運用するときはPTAの主催事業に限定をすとか、また管理については学校でしていただいて、その事業が終わった時点でしっかり戻す等々の細かなところを定めていただけたほうが、PTAとしてもありがたいと思います。そのような方向で検討をしていただけたらよいのではないかなと思います。以上です。

【伊藤（陽）委員】 今も2割の方が非加入という話があったのですが、これはそもそも個人情報管理してほしくないという人も結構いるみたいだということも思っています。拒否

したいという方も、尊重されたほうが私はいいと思っております。

これも、今もまだ話が煮詰まっていないという前提で話をしているので、緊急時に関しては、私も大事だと思っているのですが、例えば、記念品だったりとか表彰状だったりとか、記念品はもしかしたら全員渡すものなのかもしれないのですが、やはりケースバイケースで、情報を出したいという人と出たくない人というのを分けるなど、1年中情報を管理されているのが嫌な方もやはりいらっしゃると思うので、例えば必要に応じてだけ、PTAの方の管理下にあるような運用もできないのかということも、ぜひ検討していただきたいと思います。

【会 長】 ほかに発言の希望はございますでしょうか。

いずれにしろ、本日はこの程度とし、継続審議で、もう一度具体化した案をご提案していただくということで、本日は終了ということでよろしゅうございますか。

では本日は継続審議ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

【会 長】 次の案件も教育支援課ですね。

資料35「新宿子どもほっとライン運営業務の委託について（記録媒体の変更等）」であります。

それでは、説明者は資料を確認の上、ご説明ください。

【教育支援課長】 引き続き教育支援課長です。よろしく願いいたします。

それでは資料の確認をさせていただきます。資料35、ホチキスどめのものが1部。資料35-1、参考資料として参考35-1、35-2、35-3となります。

それでは説明をさせていただきます。資料35をおめぐりください。2ページの事業の概要の目的でございます。いじめを含むさまざまな悩みを持つ区内の児童・生徒と、その保護者等からの教育上の相談に、夜間、土・日曜、祝日等も対応できるよう、電話相談を委託により実施しているものでございます。

本業務は、平成19年度に本審議会にお諮りし、平成20年度から実施しているものでございますが、開設当初から委託をしてきたNPO法人の廃業に伴い、令和2年度から委託内容を見直し、入札により委託事業者を決定する予定でございます。

変更内容等ですが、1点目は処理させる情報項目の記録媒体の変更です。参考資料35-1をご覧ください、縦書きの新宿子どもほっとライン相談票、こちらのほうに、現行は相談員が、手書きで記入をしておりますが、迅速な情報共有及び業務の効率化を図るため、相談員が委託先のパソコンに記録するよう変更するものでございます。

もう1点が、委託先が収集した相談情報の提出方法等の変更です。変更は委託事業者が紙媒

体で提出しています。参考資料の35-2と35-3をご確認をお願いします。こちら、35-2相談記録一覧、35-3統計報告書、こちらの内容をCD-R等の電磁的媒体で提出するよう変更したいと考えております。これは統計報告のデータを有効活用することで、多角的観点からいじめを含むさまざまな悩みの解決をより一層図るためでございます。

個人情報の流れ及び情報保護対策については、資料35-1に基づいてご説明をさせていただきます。上段が現行の取扱い、下段が変更後になります。変更後の受託者の要件としては、セキュリティ関連認証の取得等を要件とし、取扱責任者及び取扱者を指定するとともに、秘密保持に適した電話相談室を整備し、相談室の入退室の管理を行います。また、個人情報が入ったCD-R等は、鍵つき保管庫等での管理を徹底いたします。相談員は、委託事業者のパソコンで相談記録一覧及び統計報告書を作成し、CD-R等に保存をします。パソコンの使用に際しては、IDやパスワード認証、アクセス制御やサーバ監視、ファイアウォールの設置、ウイルス対策や操作ログの管理などにより、情報保護対策を徹底します。なお、業務終了後はパソコン及びサーバ内の本委託業務に係る個人情報は全て消去させ、消去の証明書を提出させるとともに、必要に応じて区職員が消去の状況確認を行います。毎月、区にCD-R等を提出する際は、パスワードを付し、手渡しまたは簡易書留等によって郵送といたします。

区におきましては、委託事業者から提出された電子データはアクセス制御された区イントラ内の課の専用フォルダーに保存し、ファイルには常時パスワードをかけるなど、情報の管理を徹底いたします。これらの取組により、個人情報の保護対策を適切に行いながら、業務の推進に取り組むものでございます。

雑駁ですが、説明は以上になります。

【会長】 事務局、セキュリティアドバイザーの意見の報告をお願いします。

【区政情報課長】 アドバイザーの意見一覧をご覧ください。こちらの一覧の3番目、3行目になります。アドバイザーからは、必要となる対策は十分とられているものの、さらに助言をするということでした。相談情報（電子データ）を区のパソコンに保存する際は、パソコン本体やサーバ等の物理的なハードウェアの紛失、盗難等による個人情報の流失を防ぐため、ファイルそのものもパスワードをかけることということで、助言をいただきました。それに対して担当課からは、もらった相談情報を区のイントラに保存する際には、アクセス制御された課専用のフォルダーに保存するとともに、ファイルには常時パスワードをかけるということと回答をいただいております。以上です。

【会長】 一番の問題は委託先。これはどういうことを考えておられるのでしょうか。

【教育支援課長】 委託先につきましては、今回、入札により業者を選定する予定で考えております。

【会 長】 入札というと、どのような事業者を対象としているのですか。

【教育支援課長】 入札の要件といたしましては、セキュリティ関連の認証を受けているということで、プライバシーマークやISMSなどのそういった認証を持っている事業者、またその認証がない場合には、同等以上の情報セキュリティ対策を講じていることが分かる書類を提出していただくということを条件で考えております。

【会 長】 資料35-1では、受託者というところに、「相談員（臨床心理士等）」と書いてあります。これ、一般のところではないですよね。どこかの施設とか、団体を、想定をしているのではないですか。未定と書かれたらどこでもいいわけで、言い方は悪いけれど、うちの事務所でもこのセキュリティとればいいのかみたいな、そういう問題ではないですよね。どこか想定されている団体があるのではないですか。それを説明してください。

【教育支援課】 現在、他区のほうでも委託等でいじめによる電話相談の受託をしております。そういった中で実際にいじめ相談を受けている相談事業者がございますので、そういったところからも話を伺っています。そういったところでは臨床心理士の資格を持っている相談員ですとか、あとは福祉、学校現場で子どもの対応を1年以上経験している、そういった相談員を備え置くということを要件に考えているところでございます。

【会 長】 相談員がいればいいのか。現行のNPO法人の廃業ということがきっかけだから聞いています。そういった、しっかりした団体があるのですか。言い方を変えたら。そんな選べる、どういうところで、しっかりした団体って、どんなところかあるのですか。

あくまでも個人情報の管理がしっかりしているところという意味ですが、資格さえとっていればいいというものではないと思っています。別に資格がなければちょっと危ないかなと思うのですよ。資格とっているのは当たり前のことで、どういうことを考えていますか。

【教育支援課】 現在、見積もり等をとっている事業者につきましては、以前からさまざまな団体で相談業務を受けて、適正に管理体制をとって業務を推進しているようなところを確認しております。そういった相談業務の受託実績が豊富にあって、かつ安全対策も万全なところで考えているところで、見積もりの参加事業者のほうは考えているところでございます。

【会 長】 そうすると、今までのNPO法人に漫然と継続していたことが、間違っていたという話ですか。この案件では、ほかにもいっぱい事業者があるのに、前に選んだNPO法人を何年もずっと使い続けて、それで失敗したという話ですか。

【教育支援課】 現在の委託事業者につきましては、平成20年度から委託をしております。その時点では、こういったいじめの相談を専門に受ける事業者が少なく、なかなか相談できるところが限られていたというような判断がございました。平成20年度前から、臨時職員として入っていたようなNPO法人になります。そういったところに責任を持って相談業務を委託できるということで、当時はそういったことで指名させていただいた次第でございます。その後、他区のほうでもいろいろいじめの相談等を受けてきておりまして、現在は千代田区と墨田区のほうでも、入札によりいじめの相談を委託契約しているような、そんな実態もございます。そういったことを踏まえて競争により選定させていただくことを考えたところでございます。

【会 長】 ご質問かご意見、ありましたらどうぞ。

【三雲委員】 現状見積もりをとられているところですね。何社ぐらいとられているのでしょうか。

【教育支援課】 現在は2社とっております。

【三雲委員】 この2社の間で、これは競争入札になるのですか。それとも随意という話になると、こちらのほうがいいという条件があつて随意になるかと思うのですが、それはどのようなことを考えていらっしゃいますか。

【教育支援課】 現在は競争入札で考えております。ただ万が一不調に終わったような場合には、随意という可能性もありますので、こここのところの「入札又は随意契約」と表記させていただいております。

【三雲委員】 分かりました。

【会 長】 ほかにご質問、ご意見がありますでしょうか。

ないようでしたら、本件は報告事項ということで、了承ということでよろしいでしょうか。では本件は了承ということで終了いたします。

【教育支援課】 ありがとうございました。

【会 長】 では資料36「マイナンバーカードオンライン申請補助端末の導入等について」です。

それでは、説明者は資料を確認した上で、ご説明ください。

【戸籍住民課長】 戸籍住民課長です。どうぞよろしく願いいたします。

まず資料の確認になります。資料36と、資料36-1、A4横のカラー刷りのものになります。こちらが一式となりますが、不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、説明に移らせていただきます。

事業名がマイナンバーカードオンライン申請補助端末の導入等ということで、目的でございますが、こちらの申請補助端末を導入することによりまして、マイナンバーカードの交付申請に係る手続を簡略し、申請者の方の負担の軽減、それと利便性の向上を図りまして、マイナンバーカードの普及促進を図るというものでございます。

対象者につきましては、マイナンバーカードの交付申請を行う方ということで、事業内容の1番、趣旨になります。マイナンバーカードの交付申請を行う際は、①申請書の記入、②顔写真の撮影添付、そして③申請書の提出、その手順を経る必要がございます。ただ、申請手続や顔写真の撮影に時間や手間がかかるといったこともありまして、区民の方からこの辺が申請をしない理由として挙げられているという問題がございます。これを受けまして、この一連の手順を、申請補助端末を導入することによりまして、オンラインで一括して行うことができるということになりますので、その導入を図りたいというものでございます。

機器を2台購入いたしまして、1台は新宿区役所の本庁舎1階に配備しまして、併せてマイナンバーカードの申請手続をサポートする事業を実施いたします。区役所に来庁する区民の方に、気軽に利用してもらおう環境を整え、マイナンバーカードの普及促進を図ります。

また、職員が当該申請補助端末を持参して、特別出張所あるいは地域センターまつり等のイベントに出張いたしまして、こちらの申請サポート事業を併せて実施し、普及促進を図ってまいりますというものでございます。

2番目の処理の概要になります。資料36-1、A4カラーのほうをご覧くださいませでしょうか。こちらの上段の1のところ、申請手順になります。手順1、左側から2つのところになりますが、申請補助端末、こちらのほうで申請書のQRコードの記載がありますが、こちらをスキャンしていただくことになります。こちらのQRコードをお持ちでない方につきましては、事前準備の左側になりますけれども、ID付きの申請書を区役所の窓口で発行できますので、そちらのほうを交付いたしますので、そちらをスキャンしていただくということで、スキャン自体はご自身でやっていただくような形になります。

手順2になりまして、利用の規約の同意という画面が出てきますので、内容をご確認いただきまして、同意をしていただきます。この利用規約については、ご本人からの申請ですかなど、そういった表記が出てきますので、それを確認していただく内容となります。

続きまして、手順3になります。こちらのほうは職員がかかわる部分になるのですが、顔写真の撮影が必要になります。こちらのほうは申請者の方に対して職員等とありますが、この後の案件、資料37になりますが、委託業者のほうにもこちらに携わっていただくということで、

職員と委託業者のいずれかが顔写真を撮影することとなります。

手順の4になりますが、申請内容をご本人様に選択して申請していただくということで、この申請内容というのは、電子証明書の希望の有無ですとか、そういったことをご自身で確認をしていただき、選択していただくこととなります。

手順の5になります。入力が終わりましたら、申請情報の印刷をして、終了ということになりまして、こちら申請情報2部を出力します。1部はご本人様に控えということでお渡しをします。もう1部については、区で保管するといった形になります。通常5分程度の処理時間ということで予定をしているものになります。

この手続終了後には、申請のデータについては自動消去されて、端末には残らないような形式になっております。

また、入力される内容につきましても、氏名、住所、生年月日といったものについては、こちら画面には全く出ないような内容になっています。

恐れ入ります、資料36の2ページに戻りまして、一番下になりますが、4の実施時期になります。こちらは令和2年の3月中旬に、今回審議で認められましたら、購入しまして、試行的に実施する予定です。4月1日からは本格実施ということで、進めてまいりたいと考えているところです。

続きまして、3ページの別紙の個人情報処理システムの開発・変更関係についてですが、こちらの端末の導入につきまして、記録される情報項目、3段目になりますが、2の記録項目は申請情報ということで、申請書のID、顔写真、電子証明書の希望の有無、点字希望の有無ということで、いわゆるマイナンバーの数字ですとか、先程申し上げましたように、氏名、住所、そういったものについては記録されないというような内容になっております。

3番の記録するコンピュータ、これが委託先の事業者のサーバに一旦保管、記録されるというようなこととなります。繰り返しになりますが、申請補助の端末につきましては、自動消去されるということで、データが残らないような仕様になっております。

また、後ほど別のところに記載がありますが、委託先の事業者のサーバにつきましては、データは1週間で消去されるというようなシステムになっております。

続きまして新規開発・追加・変更の内容です。先程の資料36-1、A4横のカラー刷りのものを再度、お手元をご用意いただいでよろしいでしょうか。こちらのシステム構成ネットワーク概要図が下の2番の内容になっております。こちら申請補助端末、いわゆるタブレットになりますが、こちらのほうにデータ、QRコードをスキャンしてデータが映し出されます。こち

らのデータのやりとりについては、モバイルW i - F i をリースしまして、インターネット回線を通じてデータのやりとりを行うこととなります。

データにつきましては、中ほどになりますが、今回の事業者、株式会社DNPアイディシステムというところになります。大日本印刷さんの関連会社になりますが、こちらの申請補助端末はこちらのアイディシステムさんの開発のものということで、こちらとの取引ということになります。こちらのサーバにデータが飛びまして、その後、マイナンバーカードの作成等を制度発足から委任しております地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISというところになります。こちらのほうにDNPアイディシステムさんから専用回線を引いておりまして、そちらの回線を通じてデータをやりとりしていただくというようなこととなります。データがいきますと、地方公共団体情報システム機構でカードを作成して、そのカードが新宿区に届くというような流れになっております。

このシステム専用回線、既にあるというものについては、真ん中のアイディシステムの下のほうに、街中の証明写真機、皆さんご覧になったことがあるかと思うのですが、あちらのほうで既にマイナンバーカードの申請機能の仕組みがつけられております。ここで写真を撮ると、マイナンバーカードの申請ができるものがあるのですが、そちらのシステムを使っての今回申請補助端末の内容になっているというものになっております。

システムの構成、概要図については、以上となります。

お戻りいただきまして、続きまして資料36の4ページ、ご覧いただけますでしょうか。こちらは外部結合の関係になります。保有課、名称、情報項目等については、記載の内容になります。結合の相手方につきましても、株式会社DNPアイディシステムということでございます。情報保護対策になりますが、一番下のシステム上の対策の9番、こちらが先程申し上げました委託事業者のサーバに一時記録される申請書情報が、受信後1週間で消去されるということ、また10番が氏名、住所、生年月日等の項目は送信しないとありますが、そもそも入力をしていない形になっているものでございます。

続きまして、6ページにつきましては、業務委託につきまして記載しておりますので、ご確認をいただければと存じます。

また、8ページ、9ページにつきましては、特記事項ということで、個人情報の取扱いについての内容について、添付をさせていただいています。

説明については以上となります。

【会 長】 事務局のほうからセキュリティアドバイザーの意見の報告をお願いします。

【区政情報課長】 セキュリティアドバイザーの意見でございますが、一覧の4番目に記載させていただいております。十分な対策はとられているものの、さらに助言がついてございます。Wi-Fiを、使うわけですが、Wi-Fiのパスワードが外部に漏れることがないように、使用者にのみ周知するとともに、定期的にパスワードを変更することということを助言として頂いております。担当課の回答としては、そのように対応しますということでございます。以上です。

【会 長】 よろしいですか。それではご質問かご意見、ございましたらどうぞ。

【三雲委員】 このWi-Fiのパスワードの定期的な変更、当然これ、同じWi-Fiのほかの端末が繋がってしまうと困るだろうというのがあると思うのですけれども、当然、このタブレットパソコンもWi-Fiにつなぐときに、同じモバイルWi-Fiのネットワークに繋がっている他の端末と情報共有ができないようになると思うのですが、きちんと設定をするときに確認するということになるのですか。

【戸籍住民課】 ご指摘のとおり、このモバイルのWi-Fi、ポケットWi-Fiと言われるものになりますが、こちらのほうは職員だけが触るものになります。登録するのはこちらの申請補助端末のみということで、運用してまいります。

【三雲委員】 タブレットパソコンの設定のほうでも、ほかの、モバイルWi-Fiでやっているとき、意図しないで接続される端末が出てくるかもしれないので、そのときに共有されないような設定をお願いしたいと思います。

それともう1つ、このモバイルWi-Fiからインターネット回線を使った部分なのですが、これがどれぐらい安全なのか分かりませんが、街中証明写真機を使って、同様のQRコードを使って、たしかマイナンバーカード申請機能があり、これも同じように使うと思います。ただ今回の場合は固定されている証明写真機ではなく、タブレットを使って同様の機能を実現するのだというお話だと思うのですが、比較の対象として、街中証明写真機と、株式会社DNPアイディシステムのこのシステムとの接続回線との比較が問題になってくると思うのです。この街中証明写真機は、DNPのシステムにどうやって接続されているかというのは、把握されていますか。

【戸籍住民課長】 同じく通信回線で繋がっていると確認はしております。

【三雲委員】 当然通信回線に繋がっています。通信回線について、どういう安全対策が施された通信回線であるというふうに把握されていますか。

【戸籍住民課長】 失礼いたしました。通信の経路につきましては、TLSという暗号化で行

っております。インターネットからの通信につきましては、申請アプリケーションのみに制限されているという形をとっているということでございます。

【三雲委員】 そうすると、それと同等の安全性があるとの説明を受けて、DNPのほうでも理解して接続を許可している、そういうシステムであると理解してよろしいですか。

【戸籍住民課長】 そのとおりでございます。

【三雲委員】 それと、今回のフローについてお伺いしたいのですけれども、この資料36-1の上のほうの図なのですが、事前準備というところ、「ID付き申請書を窓口で交付」となっています。ここには恐らくいろいろ個人情報を書き込んでいく欄があると思うのです。これを書き込んで、この申請書のうち、QRコードのみをスキャンして、その結果としてこのタブレットパソコンで処理する情報は、申請書IDと顔写真と電子証明書の希望の有無と点字の希望の有無のみになって、それ以外の申請書に記載されている個人情報、これは区の職員のほうで預かって管理をするという理解でよろしいのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【戸籍住民課長】 こちらのほうにつきましては、区の職員のほうで最終的には保管して保存する形になります。

【伊藤（陽）委員】 今回使うタブレット端末というのは、具体的にどのような端末ですか。ほかの操作ができると、フィッシング詐欺みたいなこともできてしまうと思ったのですが、汎用性のあるものなのか、それともかなり機能が絞られたものなのか、どのようになっていますか。

【戸籍住民課長】 こちらのほうにつきましては、この申請補助端末として単独のものになりまして、ほかの使用は全くできないものになっております。

【伊藤（陽）委員】 ありがとうございます。これって、特定のアプリケーションを起動する形になるのか、それともブラウザみたいなものでアクセスするのかはどのようになっていますか。

【戸籍住民課長】 こちらについては、特定のアプリケーションが既に入っております、そちらしか使用できない内容です。

【伊藤委員】 分かりました。

【会 長】 ほかにご質問かご意見は、ございますか。

【須貝委員】 今まではマイナンバーカードの申請は、郵送が中心だったのではないかと思います。今度のこのような形で申請は、あくまでも本人申請の範疇だと思うのです。そうなる

と、株式会社DNPアイディシステム、このようなサービス提供は、J-LISほうでは、今後、一般化すると見ているのでしょうか。

【戸籍住民課長】 特にJ-LISのほうから、あるいは国からこれが一般化するというような話は聞いておりません。あくまでもこちらのDNPアイディシステムが開発し、それを各自自治体の判断で導入するかどうかということになっております。例えば23区で申し上げますと、新宿区を含めて、今のところ7区が導入予定で動いていると聞いております。

【須貝委員】 国のほうでは、今後、マイナンバーカードの普及に、力を入れていくということで、申請に当たって利便性を確保しながら、取り組んでいくということになるかと思うのです。そうしたときに、こういったやり方が、非常に効率的だと思うのです。そうした観点からすると、J-LISのほうでもやはりそれが一般化するという前提で、促進すると思います。今後さらにこういったサービスが進んでいきそうな感じがするのですが、こういった運営事業会社はどうあるべきなのかなど、その辺はいかがですか。

【会 長】 ご説明ください。

【戸籍住民課長】 そこにつきましては、もともと、先程郵送でのやりとりというお話もございましたが、スマホですとか、お持ちのパソコン等でも申請はできるようにはなっております。ただご高齢の方など、そういった操作が難しいといった話もありまして、なかなか進んでいないという状況もあります。今回の端末を導入しますと、比較的簡単にできるということもあるので、そういう意味ではまだ新しくできた機械ですので、今後そういうやり方が浸透していけば、進むこともあり得ると考えているところです。

【須貝委員】 このようなサービスを提供する事業者は、結構全国にあるのですか。

【戸籍住民課長】 いえ、この機械については、まだこのDNPアイディシステムのみが開発と聞いております。

【須貝委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会 長】 よろしいですか。ほかにご質問かご意見、ございますでしょうか。

ないようですと、本件は3件ありまして、電子計算機の個人情報の処理開発、1つ目に、このような形での電算開発、2つ目に、その個人情報を外部電算機と結合するという諮問事項がありました。また、報告事項として業務委託があります。特別のご意見がなければ、諮問事項2件について承認、報告事項1件につき了承ということでよろしゅうございますか。

では本件はそういうことで終了いたします。ご苦労さまでした。

関連する案件が次にあります。資料37「マイナンバーカード交付予約受付等業務の委託に

ついて（委託内容の追加等）」であります。

それでは説明者は資料を確認の上、ご説明ください。

【戸籍住民課長】 では、続きまして資料37の資料を確認いたします。資料37、また資料37-1というA4横のカラー刷りのもの、資料37-2、そして参考ということで、ホチキスどめの参考37-1、37-2、以上となります。不足している方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、説明に移らせていただきます。

件名につきましては、「マイナンバーカード交付予約受付等業務の委託について」ということで、委託内容の追加になります。

2ページ目になります。目的といたしまして、区民等が行うマイナンバーカードの申請手続を補助する業務を、現行の委託業務に追加いたしまして実施することにより、申請者の負担軽減及び利便性の向上並びにマイナンバーカードの普及促進を図るというものでございます。事業内容の趣旨につきましては、先程承認いただきましたマイナンバーカードのオンライン申請補助端末の導入に伴い、その申請手続きの補助、こちらの内容を新たに委託するというものです。

2番の委託する内容です。委託業務の内容の（3）マイナンバーカードオンライン申請補助業務、こちらが追加の内容になっています。

流れについての確認になりますが、資料37-1、A4の横のものですが、こちらのほうをお手元にご用意をお願いいたします。

こちらの表、上段が申請者の作業で、その下が委託業者の作業ということで、手順ごとに記載をしております。左側が事前準備ということで、先程ご説明しましたID付きの申請書、こちらを申請者の方に記載いただいた後に委託業者にお渡しいただきまして、申請補助の端末で、手順1になりますが、QRコードの読み取りを行う。手順2が利用規約の同意、手順3が顔写真の撮影、手順4が申請内容の選択入力、手順5、こちらのほうが申請情報の印刷、そしてこちら1部を区民の方にお渡しするという、この一連の作業について、顔写真の撮影ですとか補助、そういったものを委託の業者のほうに行っていただくという内容になっております。

資料に、戻りまして、3ページ目になります。

こちらが業務委託の内容になります。従来の委託の内容につきまして、太ゴシックの下線があるところが追加した内容になります。その追加内容について簡単に確認をさせていただきます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目、こちらの2番のところになりますが、従来の氏名、住所、生年月日などの項目に、マイナンバーカードの申請情報、申請者ID、顔写真、電子証明書希望の有無、点字希望の有無を追加するというものです。その下段になりまして、電磁的記録媒体、これにマイナンバーカードオンライン申請補助端末ということで追加をさせていただきます。

また、委託理由につきましては、先程申し上げました内容になっております。

そして委託の内容につきましても、マイナンバーカードオンライン申請補助業務の追加ということで、先程申し上げました内容を記載しているところになります。

委託の開始時期及び期限については、令和2年4月1日から翌年の3月末日までということで、予定をしております。

4ページになりますが、情報保護の対策になります。こちらにつきまして、システム上の対策ということで、太字のところは今回追加をさせていただいている内容になっております。

5、6ページにつきましては、特記事項を添付させていただいております。

簡単ではありますが説明については以上となります。

【会長】 ご質問かご意見ございましたらどうぞ。特別ありませんか。

この委託業者は「入札またはプロポーザルにより決定」となっていますが、先程の株式会社DNPとは関係のないところを選ぶということですか。

【戸籍住民課長】 全く別のところになりまして、あくまで端末はDNP、そしてこちらの委託につきましては、今、窓口が総合管理業務委託というのを行っていただいております、そちらの業務の中に追加させていただくということで、別の業者になります。

【会長】 分かりました。ほかにご質問、ご意見、なければ、本件は報告事項ということで、了承ということで終了して、よろしゅうございますか。

では本件は了承ということで終了いたします。

以上をもちまして、本日の議題を終了いたします。1件残りしましたが、これは次回ということにいたします。

事務局のほうから何かご発言があれば。

【区政情報課長】 長時間にわたり、申し訳ありません。ありがとうございました。

次回の審議会ですけれども、今月29日の水曜日、午後2時から、同じ第3委員会室でございます。よろしく願いいたします。以上です。

【会長】 長時間ご協力いただきまして、ありがとうございました。

これもちまして、本日の会議を終了いたします。

【区政情報課長】 どうもありがとうございました。

午後4時19分閉会